

○むつ市特定用途制限地域の建築物等用途制限条例施行規則（案）

平成 年 月 日公布

むつ市規則第 号

（目的）

第1条 この規則は、むつ市特定用途制限地域の建築物等用途制限条例(平成〇〇年むつ市条例第〇〇号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特例許可の申請等）

第2条 条例第9条第1号の規定による許可(以下「特例許可」という。)を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、特例許可申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 申請理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 許可申請区域を明示した土地利用計画図
- (4) 許可申請区域の面積を算出した図面
- (5) 建築物の各階平面図
- (6) 建築物の面積を算出した各階平面図
- (7) 2面以上の立面図及び断面図
- (8) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物については、工場等調書(様式第2号)
- (9) その他市長が必要と認めるもの

（許可の決定等）

第3条 市長は、前条に規定する特例許可の申請について、その内容を審査し、特例許可をするときにあっては、特定用途制限地域の建築（築造）許可決定書(様式第3号)により、許可しないときにあっては、特定用途制限地域の建築（築造）不許可決定書(様式第4号)により特例許可申請書の副本及びその添付書類を添えて申請者に通知するものとする。

（特例許可に当たり意見の聴取等を建築物の増築、改築及び移転）

第4条 条例第9条第2項のただし書により定める建築物の増築、改築又は移転は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた敷地内におけるものであること
- (2) 増築又は改築後の条例第5条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面

積等の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積等の合計を超えないこと

- (3) 条例第5条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。